

渡川水系岩田川河川整備計画（案）

令和5年9月

高知県

目 次

1. 流域の概要	1
2. 岩田川の現状と課題	3
2.1 治水の現状と課題	3
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の現状と課題	7
2.3 河川環境の現状と課題	8
3. 河川整備計画の目標に関する事項	11
3.1 河川整備計画の対象区間	11
3.2 河川整備計画の対象期間等	11
3.3 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	12
3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	12
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	13
4. 河川整備計画の目標に関する事項	14
4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	14
4.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所に関する事項	18

1. 流域の概要

岩田川は、白石(高知県四万十市西土佐中半)を源に発し、山地間を蛇行しながら南東へ流下し、藤の川、瀬々川、板の川等を合わせて四万十市の後川地区を流下し、四万十市岩田大用寺で後川へ注ぐ流域面積 38.68km²、指定区間延長 13.07km の一級河川である。

流域は、四万十市 1 市からなり、流域人口が平成 24 年まで緩やかな減少傾向であったが、それ以降、減少速度が増加している。流域の土地利用については、概ね 9 割が山地で占められており、宅地が約 1%、農地が約 6%となっている。

後川の背水区間である河口から KP1.35 付近までは、左岸側に田園地帯が広がっているのに対し、右岸側は住宅団地の開発とともに宅地が多く見られている。ただし、KP1.35 より上流になると一部区間で山付きに成っているほか、田園地帯が見られ、集落が点在しており、口鴨川地区より上流は山地と成している。

流域の気候は、太平洋岸式気候に属し、下流部(中村)の平均気温は約 17℃と温暖である。また、平均年降水量は上流部で 2,400~2,600mm 程度、中下流部で 2,600~3,000mm に達し、日本でも有数の多雨地帯である。台風常襲地帯に位置することから、降水量は特に台風が来襲する 8~9 月に集中している。

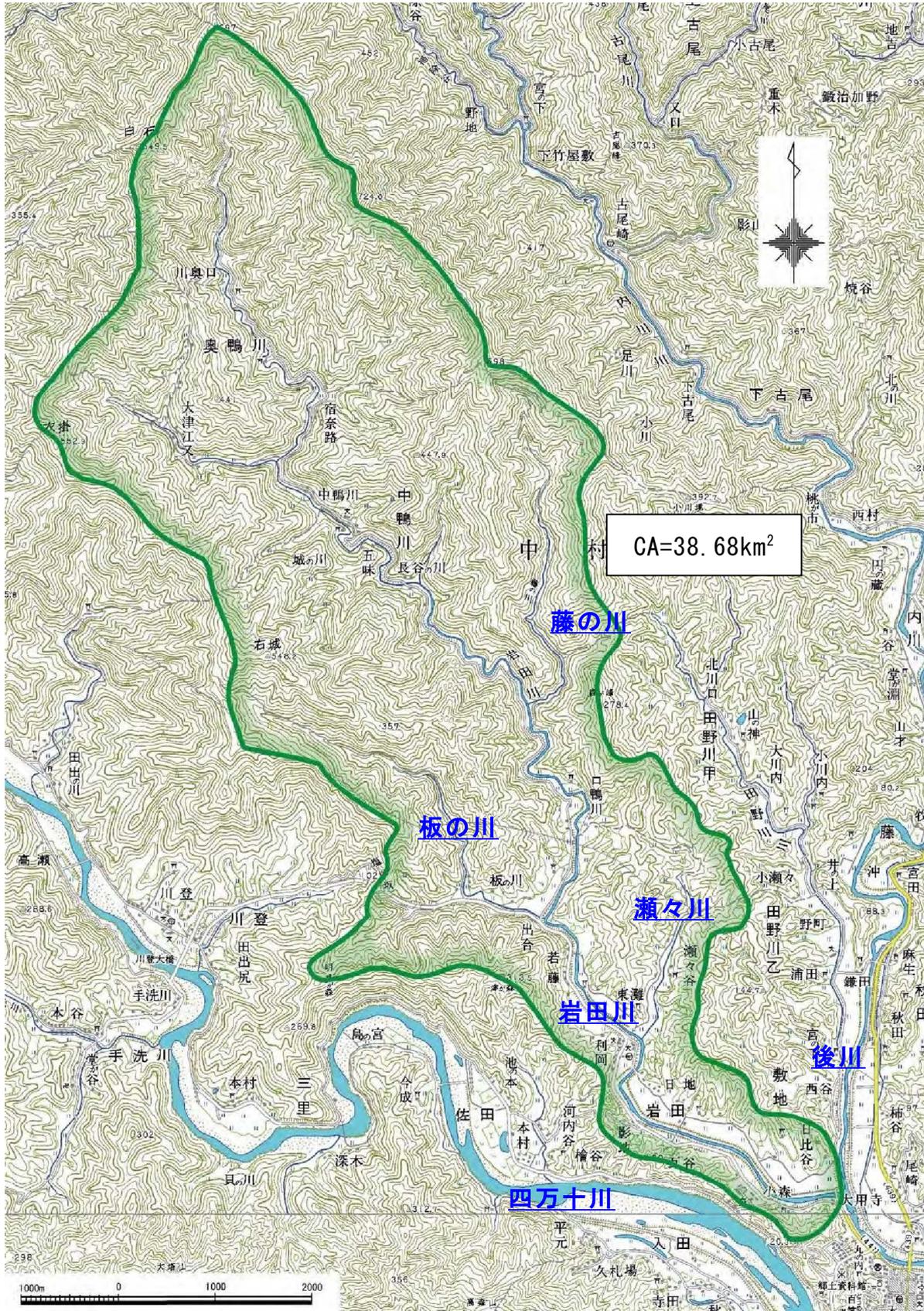
岩田川流域の地形は、下流部が小起伏山地で囲まれて河川沿いに三角州性低地が見られる。ただし、若藤橋付近では、中起伏山地が張り出しており、それより上流の河川沿いは谷底平野・氾濫原性低地が見られている。また上流部・源流部は中起伏山地に囲まれている。

また岩田川の河川勾配は、後川の背水区間である河口から KP1.35 付近までは概ね 1/1,500~1/1,000 であり、それより上流が概ね 1/400 であった。一方、その上流である板ノ川合流点~藤の川合流点は概ね 1/200 であり、藤の川合流点より上流は概ね 1/40 と急峻になる。

岩田川流域の表層地質は、下流部や中流部が泥岩および泥岩がち砂岩との互層で囲まれており、河川沿いが砂・礫および泥からなっている。ただし、若藤橋付近の右岸側では、砂岩および砂岩がち泥岩との互層が張り出して形成されている。また上流部・源流部は主に砂岩および砂岩がち泥岩との互層からなっている。

岩田川下流は、高知県西部における社会・経済・産業・文化の一大拠点となっている四万十市街地(旧中村市)が近く、第 3 次産業就業者の占める割合が最も高くなっている。また岩田川下流 KP0.6~1.3 付近の右岸側沿川には、木材加工工場が並ぶ木材団地が造成され、それに隣接して四万十ニュータウンが形成されて宅地化されている。交通は岩田川下流の沿川に国道 441 号線が走り、愛媛県大洲市と四万十市を結ぶ主要幹線になっている。

岩田川流域の文化財については、下流側に川原城跡(KP1.7 付近右岸側の尾根)、廿枝城跡(利岡橋右岸側)、俊岡城跡(瀬々川河口の右岸側)などの城跡が多く見られるほか、大井出橋左岸に岩田遺跡なども存在している。また中上流の鴨川という地名は、中世の土佐一条氏時代に京都の鴨川にちなんで名付けられたといわれている。



【岩田川圏域 流域図】

2. 岩田川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

[現状]

(1) 主な洪水被害

岩田川流域を含む高知県西南部地域は県下でも有数の多雨地帯である。特に夏季から秋季にかけては台風の進路上になることが多く、風水による被害を受けやすい。このことから、岩田川流域はこれまでたびたび大規模な浸水被害を受けてきた。

昭和 63 年や平成 4 年に豪雨や台風の影響により内水被害で家屋が浸水しているほか、平成 10 年は豪雨の影響により、破堤が発生するなど被害が見られている。

また、平成 28 年 9 月の台風 16 号の出水により、四万十市一帯で溢水・内水氾濫が発生し、岩田川では浸水面積が概ね 120ha になり、床下浸水 24 戸、床上浸水 39 戸の被害を受けた。

【これまでの主な洪水と被害状況】

発生年・月	発生原因	浸水面積 (ha)	浸水家屋（棟）		
			床下	床上	合計
昭和 18 年 7 月	台風	—	—	—	—
昭和 63 年 8 月	豪雨（@内水）	146	26	8	34
平成 4 年 8 月	台風 11 号（@内水）	65	5	67	72
平成 10 年 7 月	豪雨（@破堤）	1.1	1	10	11
平成 15 年 5 月	台風 4 号	—	—	—	—
平成 16 年 8 月	台風 10 号	—	—	—	—
平成 26 年 8 月	台風 11 号	—	—	—	—
平成 28 年 9 月	台風 16 号	120	24	39	63

※「水害統計」（国土交通省）より岩田川水系の被害状況を整理した。

※平成 28 年 9 月は、平成 28 年に高知県が実施した岩田川浸水状況調査結果に基づき整理した。

※浸水家屋（床上）には、半壊・全壊家屋を含めた。

※昭和 18 年 7 月、平成 15 年 5 月、平成 16 年 8 月、平成 26 年 8 月について、浸水被害の報告があるが、浸水面積及び浸水家屋数は不明であることから、「—」と表記した。



岩田川小森地区



岩田川大井出橋

【平成 26 年 8 月洪水による被害状況】



岩田川下流空中写真



岩田川小森地区



岩田川岩田橋



岩田川利岡地区



岩田川小森地区



【平成 28 年 9 月洪水による被害状況】

(2) 治水事業の沿革

岩田川流域における治水事業は、昭和18年7月洪水を基に昭和21年から昭和41年にかけて（旧）中小河川改修事業が行われており、治水安全度の向上が図られてきた。当時、右岸側には人家がほとんどなかったことから、左岸側の浸水被害軽減を優先して河川整備が行われた。その中で昭和34年2月に工事単価を見直して残事業を整理することを見据え、岩田川全体計画変更が行われ、計画堤防高を暫定なもので設定して河川改修工事が実施されてきた。なお、岩田川は、昭和40年4月1日に1級河川の指定を受けている。

その後、平成28年9月の台風16号による大規模な洪水被害が発生したため、応急的な対応として堆積土砂の掘削を実施している。

【河川事業実施状況】

事業名	事業実施期間	区間延長	備考
(旧)中小河川改修事業	昭和21年 ～昭和41年	河口から1.35km	昭和34年2月 岩田川全体計画変更

(3) 浸水被害軽減策及び危機管理

高知県では、洪水時の水防管理団体の適切な対応や地域住民の避難活動等を支援する高知県水防情報システムにより、インターネット等を通じて水位、雨量観測データ等の提供を行っている。

【水防情報のインターネットを通じた提供】

高知県水防情報システム



高知県水防情報システム

(<http://suibo-kouho.suibou.bousai.pref.kochi.lg.jp/>)

(4) 高潮、大規模地震・津波

岩田川は海域へ直接流れ込む河川ではなく、後川において後川河口より 4.7～4.8km 離れた地点に注ぐことから、高潮の影響は小さいと考えられる。

一方、南海トラフ地震により、強い揺れと巨大な津波が襲うことが予想されており、発生頻度の高い地震・津波に耐え、最大クラスの地震であったとしても、避難時間を少しでも確保できるような粘り強い河川堤防を整備していく必要がある。岩田川については、特に下流において背後地に宅地が存在しており、地震発生時には津波による甚大な被害や長期浸水が想定されるため、地震対策を見据えた河川事業により、堤防の補強等の対策を進めていくことが課題である。

なお、岩田川流域は、東南海・南海地震に関わる防災対策特別措置法に基づき「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、緊急的な対応が求められている。

(5) 河川の維持管理

災害の発生の防止または軽減を目的として、堆積土砂の掘削等による流下断面の確保に向けた維持管理を行っている。また、堤防をはじめ護岸等の河川管理施設についても、定期的な巡視点検等の維持管理を行っている。

[課題]

- 流下能力の不足により浸水被害が発生する恐れのある区間には、河道改修を促進させる必要がある。
- 超過洪水に対し、浸水危険情報等の河川情報を自治体や一般市民へ周知すること等、情報伝達体制の充実強化が必要である。
- 東北地方太平洋沖地震による災害で得られた新たな技術的知見を踏まえ、河川管理施設の耐震性能照査等を行った上で必要な地震対策を実施していく必要がある。
- 災害の発生を防止又は軽減させるため、河川巡視等による適正な維持管理が必要である。また、出水時に内水排水施設を適切に運用できるよう、日頃から内水管理者と連携し、施設の維持管理等も適切に行っていく必要がある。
- 近年、頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大などに備え、四万十川流域全体のあらゆる関係者が協働・連携して、水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進する必要がある。

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の現状と課題

[現状]

(1) 河川水の利用と渇水

河川水の利用については、沿川の水田へのかんがい用水として利用されており、岩田頭首工や板の川頭首工が存在する。

(2) 流況

岩田川においては、岩田橋観測所で水位観測を実施しているものの、流量観測が実施されておらず、河川流況は把握できていない。

[課題]

- 河川流況の把握に努める必要がある。
- 今後、利水者や関係者等と協議・調整・連携しながら適切な水利用を図ることが必要である。そのため、引き続きデータの蓄積に努め、今後、更に検討を行う必要がある。
- かんがい用水に関しては、取水実態の把握に努め、利水者との調整・連携を図りながら河川水の適正な利用を推進していく必要がある。

2.3 河川環境の現状と課題

[現状]

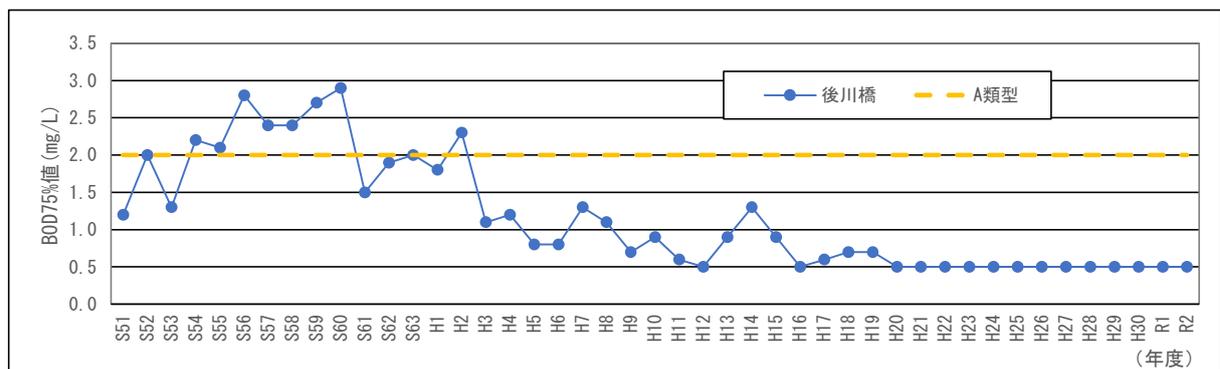
(1) 河川水質の現状

岩田川は、現在、環境基準の類型指定がされていない。ただし、合流先の後川においては、昭和 48 年に環境基準 A 類型（BOD_{2.0}mg/L 以下）と指定されており、後川橋において公共用水域水質調査が行われている。

後川の後川橋における河川水質については、昭和 60 年度にピークとなっているが、その後 BOD 値は減少の傾向であり、最近では環境基準値以下で推移しており、比較的良好な状態にある。



【公共用水域水質調査の環境基準地点及びその水域類型指定状況（渡川水系）】



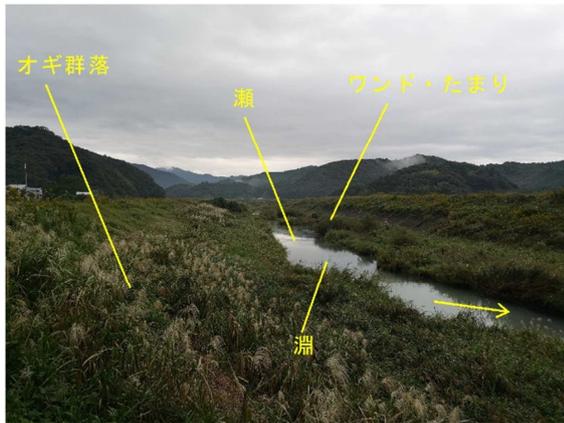
【公共用水域水質調査結果（後川橋、昭和 51 年度～令和 2 年度、BOD75%値）】

(2) 動植物の生息・生育・繁殖の状況

岩田川の下流（河口～KP1.35）においては、オギ群落、その他の単子葉草本群落、一年生草本群落等の河道植生が分布しており、ミクリ群落も確認されている。魚類はヤリタナゴ、モツゴ、アカザ、ミナミメダカ、ドンコ、ヌマチチブなどが生息している。草地等は鳥類の休憩場所、隠れ場所として利用されている。広大な水面は魚類等の生息場所、鳥類の採餌場にもなっている。

それより上流においては、ツルヨシ群落、オギ群落群落等の河道植生が分布しており（特に KP1.6 より上流になるとツルヨシ群落が主に優占）、ミクリ群落も確認されている。魚類はヤリタナゴ、モツゴ、アカザ、ミナミメダカ、ドンコ、ヌマチチブなどが生息している。草地等は鳥類の休憩場所、隠れ場所として利用されている。広大な水面は魚類等の生息場所、鳥類の採餌場にもなっている。

なお、頭首工には魚道が設けられているが、それらが機能し、生物の縦断方向への移動について配慮が必要である。



KP0.6 付近



岩田橋

【生物に関連する主要な生息場】



ヤリタナゴ



ドジョウ



ミナミメダカ

【岩田川で確認された魚類】

(3) 河川景観及び河川空間利用

岩田川の沿川には水田や宅地が存在しており、その周辺は山地で囲まれており、里山の河川景観を成し、自然的要素も多い。口鴨川地区より上流になると、地形が山地と成している。

河川空間利用については、堤防沿いの散策が見られる。ただし、河道内においては、河川へのアプローチ路が乏しく、河道内に草木の植生が異常繁茂しているところもあり、河川利用は特に見られていない。



大井出橋



口鴨川地区より上流（藤ノ川橋）

【岩田川の景観】



【岩田川の河川空間利用】

【課題】

- 環境基準の類型指定はされていないが、合流先の後川等を含め渡川水系の水質は良好であることから、その良好な水質の保全に努めることが必要である
- 河川環境を保全するため、河川改修等の整備に際しては、河川植生の改変面積をなるべく少なくしたり、堤防法面に植生が創出できるよう配慮する。また、断面に変化を持たせて横断方向に多様な水深を保ち、みお筋を自由に変化できるように配慮したり、ワンド等の生息場を保全に努める。
- 頭首工には魚道が設けられているが、それらが機能し、生物の縦断方向への移動について配慮が必要である。
- 外来種の分布拡大、侵入の抑制に努めることが必要である。
- また草木の植生が異常繁茂しないよう、河川維持管理に努める。
- 地域住民や四万十市等関係機関と連携して、一層人々が親しみを持ちながら、川と触れ合うことができるよう努めることが必要である。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の対象区間

渡川水系岩田川河川整備計画の対象区間は、下表のとおりとする。

【河川整備計画の対象区間】

河川名	区間			河川延長
	上流端		下流端	
岩田川	左岸	四万十市奥鴨川字東又口 2445 番の 1 地先	後川合流点	13.07km
	右岸	四万十市奥鴨川字西轟 3218 番の 1 地先		
瀬々川	左岸	四万十市利岡字トドロ崎 1715 番地先	岩田川合流点	2.40km
	右岸	四万十市利岡字西カクレ形 2256 番地先		
坂の川	左岸	四万十市板ノ川字カン原 725 番地先	岩田川合流点	1.30km
	右岸	四万十市板ノ川字ユウデ原 754 番地先		

3.2 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、渡川水系河川整備基本方針に基づき、岩田川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標および実施に関する事項を定めるものである。その計画対象期間は、概ね 30 年間とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化や社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3.3 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

岩田川流域における治水対策の将来目標は、過去の洪水規模、河川の規模、沿川の人口・資産状況や県内の他河川とのバランスを考慮した結果、実際に洪水被害が大きかった平成28年9月洪水と同程度の洪水を安全に流下させることとしている。

なお、岩田川流域における治水事業の基になった昭和18年7月洪水（ピーク流量407m³/s）も同程度の規模であった。

ただし、この目標を達成するためには多大な事業費と時間を要することから、資産が集中しており、平成28年9月洪水でも被害が大きかったこと、河川整備は原則的に下流側から実施していくことが望ましいことなどから、KP0.00～1.35区間を優先的に整備する。また、その他の区間についても、局所的な改良、洪水による被災箇所への復旧や治水上支障となる堆積土砂の除去等により、治水機能の適正な維持に努める。

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、高知県水防情報システムを活用した情報収集や情報提供及び関係機関等との連携による情報伝達体制や避難警戒体制等の充実を図る。また、関係機関と連携し、防災訓練への地域住民参加の呼びかけ等を行い、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

特に気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、近年の水災害による甚大な被害を鑑みると、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を進め、流域全体を俯瞰し、国、県、市町村などあらゆる関係者が一体となって被害の軽減に向けたハード・ソフト対策を総合的かつ多層的に推進する必要がある。このため、令和3年3月に公表した「四万十川流域治水プロジェクト」で位置付けられている岩田川の堤防整備を進めて「氾濫をできるだけ防ぐための対策」に取り組むとともに、「被害対象を減少させるための対策」や「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」も国、県、市町村などあらゆる関係者が一体となって推進していく。

また、局所洗掘や土砂の再堆積が懸念される箇所等の重点的な河川巡視やモニタリングを実施し、適切な河川管理に努める。

南海トラフ地震に備え、液状化等により被災する可能性のある堤防等河川管理施設については、地質調査や耐震性能照査を行ったうえで必要に応じて耐震化を図る。

3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

岩田川流域の動植物の保護、景観、流水の清潔の保持等を目指し、河川の流況の把握に努めるとともに、利水者等関係機関と調整・連携して河川水の適正な利用を図る。

また、渇水時の対応については、渇水被害を最小限に抑えるため、関係機関等との協議・調整・連携を図りながら、渇水発生時における情報共有や円滑な取水量調整等に向けた取組を推進する。

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 水質

水質については、県の環境部局や四万十市との調整・連携を図りながら、水質の保全に努める。

(2) 動植物の生息・生育・繁殖環境

多様な動植物の生息・生育・繁殖する自然豊かな河川環境が形成されていることから、現在の河川環境の保全に努める。

このため、河川環境に関する情報を収集し現状の把握に努める。また、河川の改修工事等を実施する際には、治水・利水との調整を図りつつ、河川環境に与える影響を考慮し、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響の回避・低減に努める。また、外来種については、県の環境部局や四万十市と連携しながら、分布拡大や新たな侵入の抑制等に努める。

(3) 河川景観及び河川空間利用

河川景観および河川空間利用については、住民が河川を身近に感じられ、周辺環境に調和した川づくりに努める。また、関係機関や地域の人々等と連携して、地域住民が河川清掃や河川愛護活動等へ積極的に参画するなど多くの人々がより一層川に親しむことができるような取組を推進する。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

1) 洪水を安全に流下させるための対策

岩田川流域では、これまで実施してきた治水事業により治水安全度の向上が図られてきたが、平成 28 年 9 月洪水などにより氾濫による浸水被害が発生している。

このため、氾濫による浸水被害を防止することを目的に河川整備を実施することを基本とする。ただし、財政状況や様々な社会状況・自然環境等を考慮して整備内容を設定する。

なお、河川工事等を行う際には、河川環境や動植物の生息・生育・繁殖環境を把握し、水際の配慮など動植物の生息・生育・繁殖環境への影響の回避・低減に努める。

また、災害復旧工事、局部的な改良工事及び維持工事は、上記区間にとらわれず必要に応じて実施する。

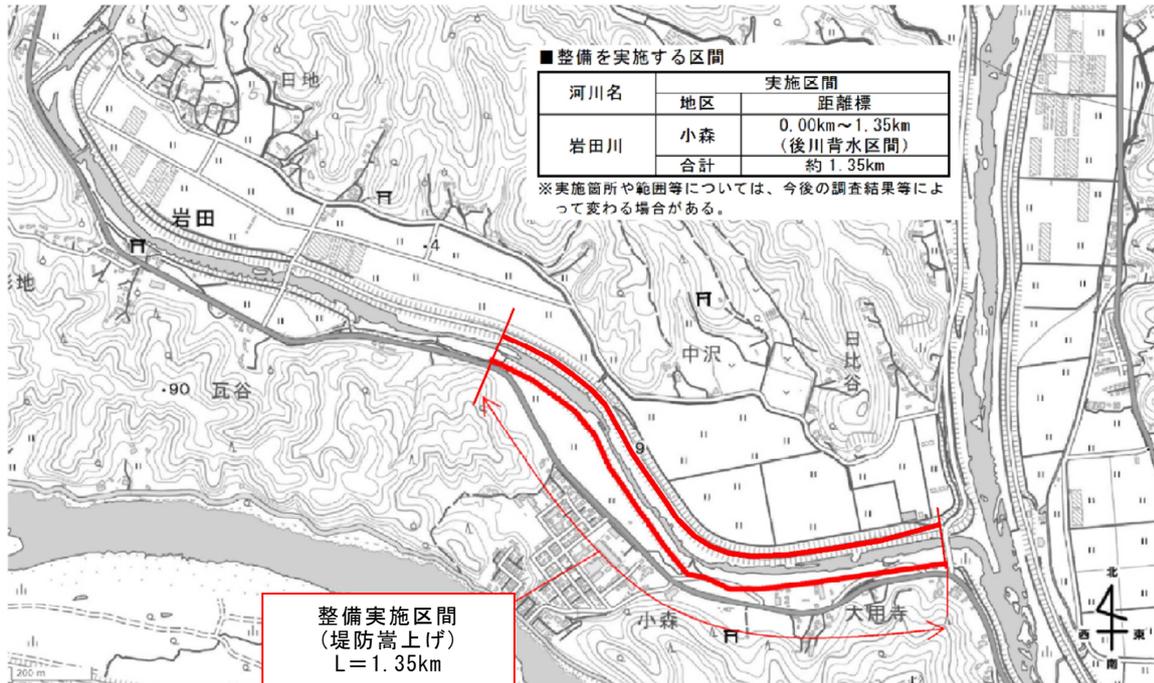
① 岩田川

岩田川は、平成 28 年 9 月洪水と同程度の洪水に対して、氾濫による浸水被害を防止することを目的に、河川改修を実施する。

【河川工事の種類及び施工の場所】

河川名	河川工事の種類	施工の場所	延長	整備内容
岩田川	河川改修	(左岸) 後川合流点～四万十市岩田 (右岸) 後川合流点～四万十市岩田	1.35km	築堤

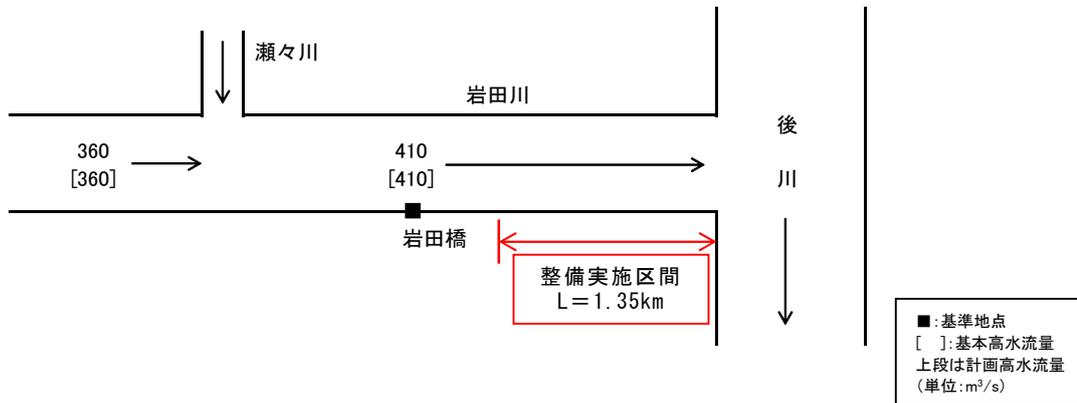
岩田川における河川整備の概要を以下に示す。



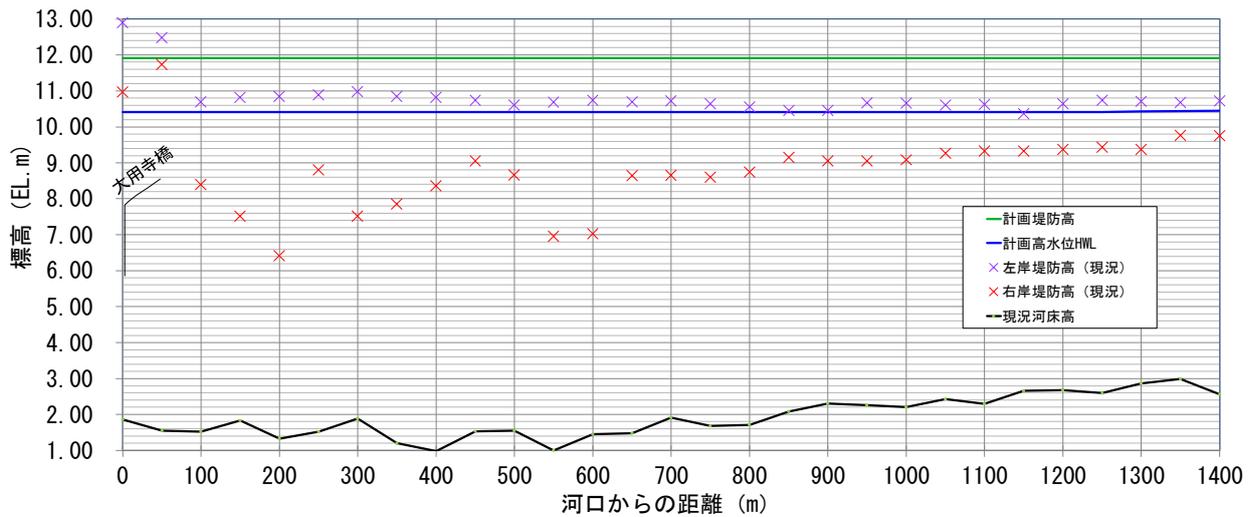
凡例
— 堤防の整備 (築堤)

※実施地区や範囲等については、今後の調査によって変わる場合があります。
※基図は、国土地理院による「地理院地図 (電子国土 Web)」(閲覧時: 令和 2 年 3 月) を基にしています。

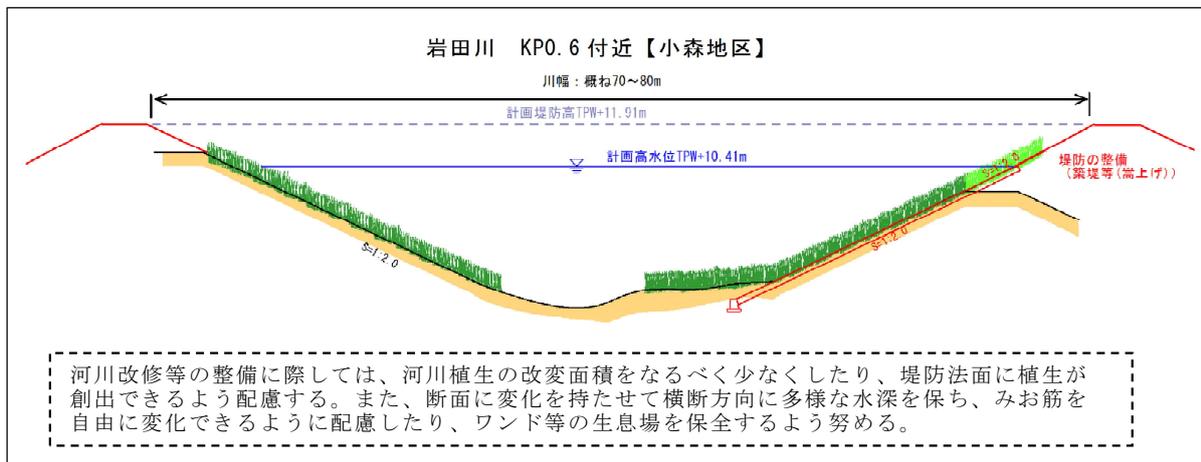
【整備位置図】



【流量配分図】



【計画縦断面図】



【主要地点横断面図】

2) 内水対策

河川整備後に残る背後地について、宅地化の進行に伴って内水氾濫の被害が懸念されることから、そのような課題を軽減していくよう、四万十市と連携を図りながら土地利用の規制等の検討を進め、必要な対策を実施する。

3) 地震対策

南海トラフ地震に備え、液状化等により被災する可能性のある堤防等河川管理施設については、地質調査や耐震性能照査を行ったうえで必要に応じて耐震化を図るとともに、大規模津波による災害から人命や財産等を守るため、四万十市と連携を図りながら検討を進め、必要な対策を実施する。

(2) 流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、河川流況の把握に努めるとともに、水利用の実態把握、動植物の生息地又は生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に十分配慮した調査・検討を行ったうえで決定するものとする。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、動植物の生息・生育・繁殖可能な河川環境や、流域の人々の身近な河川である状況を踏まえ、河川環境の保全に努める。

このため、河川改修等により河川環境に影響を与える場合には、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響の回避・低減に努める。また、外来種については、県の環境部局や四万十市等関係機関と連携しながら、分布拡大や新たな侵入の抑制等に努める。

このほか、地域住民が河川を身近に感じられるような周辺環境に調和した河川環境の整備と保全に努める。

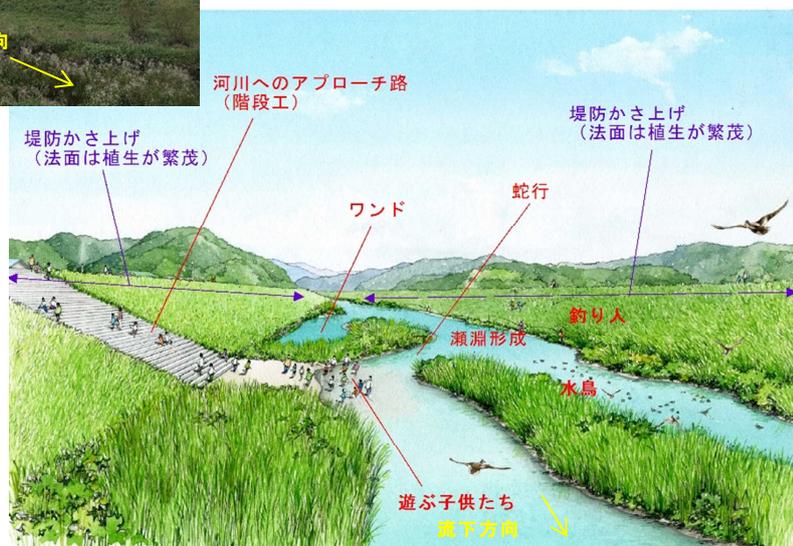
水質については、河川の利用状況、沿川流域の水利用状況、現状の環境を考慮し、関係機関等との調整・連携を図りながら、水質の保全に努める。

また、関係機関等と連携しながら、地域住民が河川清掃や河川愛護活動等へ積極的に参画する取組を推進する。

< 現況 >



< 将来 >



【河川環境に配慮したかわづくりイメージ (KP0.65 付近)】

4.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所に関する事項

災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、岩田川流域が有する機能を十分に発揮できるよう必要な対策を行う。

(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

洪水等による災害の発生の防止又は低減に向け、平常時から継続的に河川巡視等による調査・点検を実施し、効果的・効率的な維持管理に努める。

1) 河道の維持管理

河道については、流下能力の維持及び局所洗掘等による災害の発生防止の観点から、河川巡視により状況を把握すると共に、関係機関等と連携を図りながら、河道の堆積土砂の除去等、適切な維持管理を実施する。

2) 堤防・護岸の維持管理

堤防や護岸については、洪水時にその機能が発揮されるよう、平常時の河川巡視による点検に加え、洪水後には変形や被災の有無の把握に努め、必要に応じて補修等の適切な措置を講じる。

3) 施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、定期的な河川巡視や点検等を実施し、状態把握に努め、河川管理施設の長寿命化に向けた維持管理方法等に関する検討、施設の更新等、適切な措置を講じる。

また、許可工作物については、施設管理者と連携しながら維持管理状況の把握に努め、必要に応じて施設管理者に対して適切な措置を講じるよう指導する等により適切な維持管理に努める。

4) 危機管理体制の整備

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、高知県水防情報システムを活用した情報収集や情報提供及び関係機関等との連携による情報伝達体制や避難警戒体制等の充実を図る。また、関係機関等と連携し、防災訓練への地域住民参加の呼びかけ等を行い、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

岩田川流域の動植物の保護、景観、流水の清潔の保持等を目指し、河川の流況の把握に努めるとともに、利水者等関係機関と調整・連携して河川水の適正な利用を図る。

1) 河川水の適正な利用

今後、水利用の現状の把握に努めるとともに、利水者等関係機関と調整・連携して河川水の適正な利用を図る。

また、渇水時等の対応については、渇水被害を最小限に抑えるため、関係機関等との協議・調整・連携を図りながら、渇水発生時における情報共有や円滑な取水量調整等に向けた取組を推進していくことに努める。

2) 流水の正常な機能の維持

利水者等関係機関との調整・連携を図って流水の正常な機能を維持するため、河川流況の把握に努めるとともに、水利用の実態把握、動植物の生息地又は生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に十分配慮した調査・検討を行う。

(3) 河川環境の保全に関する事項

岩田川流域の河川環境の保全を図るため、河川環境や動植物の生息・生育・繁殖環境を把握するとともに、必要に応じて関係機関との連携や、学識者からの指導、助言を受け、適正な河川環境の保全に努める。

1) 水質

河川の利用状況、沿川流域の水利用状況、現状の環境を考慮し、河川工事の際に水質へ悪影響を与えないよう留意するとともに関係機関と調整・連携を図り、水質の保全に努める。

2) 河川環境の保全・維持管理

岩田川流域に現在形成されている、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川環境を保全するため、水際部の植生など動植物の生息・繁殖環境を治水上の支障を来さない範囲で適切に保全することに努める。

また、外来種については、県の環境部局や四万十市等関係機関と連携しながら河川環境の保全に努める。

3) 河川空間の適正な利用

岩田川流域は、沿川に地元住民が住居しているほか、高知県西部における社会・経済・産業・文化の一大拠点となっている四万十市街地（旧中村市）が近いことから、住民の目によく触れる景観となっている。また地域住民や四万十市等関係機関と連携して、一層人々が親しみを持ちながら、川と触れ合うことができるよう努める必要がある。

これらのことから、周辺環境に調和した河川環境の維持に向け、定期的な河川巡視を実施し、適切な管理を行う。また、関係機関や地域の人々と連携し、環境教育の実施及び、草刈りやゴミ拾い等の河川愛護活動により、水辺空間の保全に努める。更に河道内において、草木の植生が異常繁茂しないよう、河川維持管理に努める。

4) 住民と協働した河川管理

岩田川の河川環境を保全・維持していくには、関係機関、地域住民の連携・協働が欠かせない。

このことから、人々に岩田川の河川環境について意識を持ってもらえるよう、関係機関等と連携しながら、地域住民が河川清掃や河川愛護活動等へ積極的に参画する取組を推進する。



【(参考図) 渡川水系及び岩田川】